

社 援 発 1225 第 1 号
平成 25 年 12 月 25 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

生活保護法の一部を改正する法律の一部施行について（平成 26 年 1 月 1 日施行分）

生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号）については、平成 25 年 12 月 13 日に公布されたところである。このうち、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 34 条の改正規定（後発医薬品の使用促進に関する部分に限る。）及び法第 60 条の改正規定については、平成 26 年 1 月 1 日から施行することとしている。

については、これらの改正について、下記事項について御了知の上、管内保護の実施機関をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第 1 後発医薬品の使用促進に関する事項（法第 34 条第 3 項関係）

1 改正の趣旨及び内容

国全体で後発医薬品の使用促進に取り組む中、生活保護制度の医療扶助においても、より一層の後発医薬品の使用促進を図ることは重要である。

生活保護における後発医薬品の使用促進については、既に「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成 25 年 5 月 16 日社援発 0516 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、指定医療機関である薬局において一般名処方による処方せん又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない処方せんを持参した被保護者に対して、原則として後発医薬品

を調剤する取組を行っているところである。

この取組を実効あらしめるものとすることも含め、後発医薬品の使用促進に当たっては、患者との信頼関係を基に個々の状況に応じて専門的な知見に基づいて医師や薬剤師が丁寧な説明を行い、被保護者の理解を促していくことが重要であることから、法第 34 条第 3 項を改正し、医療機関も含めた関係機関が、医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができることを認めたものについては、被保護者に対して後発医薬品の使用を促すことを規定したものである。

これにより、生活保護制度の医療扶助においても、後発医薬品の使用がより一層促進されることを期待するものである。

2 留意事項

1 の法改正に併せて、生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号。以下「規則」という。）及び指定医療機関医療担当規程（昭和 25 年厚生省告示第 222 号）の改正を行い、平成 26 年 1 月 1 日から施行することとしているので留意すること。

(1) 規則第 4 条の 2 の新設（平成 25 年厚生労働省令第 134 号）

法第 34 条第 3 項で規定する後発医薬品の定義については、その一部を厚生労働省令（規則）に委任することとしており、これを規則第 4 条の 2 として規定する。

なお、後発医薬品の定義については、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）第 20 条第 2 号ニに規定されている後発医薬品と同義となるものである。

(2) 指定医療機関療養担当規程第 6 条の改正（平成 25 年厚生労働省告示第 385 号）

ア 法第 34 条第 3 項に、指定医療機関が被保護者に後発医薬品の使用を促すよう努めなければならない旨が規定されることに伴い、従前の指定医療機関の医師又は歯科医師（投薬を行う場合に限る。）に係る規定について、法の規定と同様の規定ぶりとなるよう改正する。

また、法に後発医薬品の定義が規定されることに伴い、従前規定していた後発医薬品の定義部分を削除する（第 1 項関係）。

イ 指定医療機関である薬局の薬剤師について、処方せんを発行した医師が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならないことについて、従前より規定しているところであるが、これに加えて、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第 8 条第 3 項の規定と同様に、指定医療機関である薬局の薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならないことを規定する（第 3 項関係）。

第 2 生活上の義務に関する事項（法第 60 条関係）

1 改正の趣旨及び内容

改正前の法第 60 条においても、能力に応じて勤労に励むこと等を被保護者自身の生活上の義務として定めていたが、生活保護制度の目的である自立助長を図る基礎として、何より健康状態を良好に保つことが必要であり、また、日常生活を自ら営んでいく際には、適切な金銭管理を行うことが必要であることから、被保護者はこうした点についても自ら主体的に取り組むことが重要である。

このため、法第 60 条を改正し、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを被保護者の生活上の義務として具体的に規定することとしたものである。

この改正の趣旨及び内容を踏まえ、保護の実施機関が必要に応じて、被保護者に対し効果的に助言・指導を行うことを期待するものである。

2 留意事項

健康管理や金銭管理は、あくまで被保護者が主体的に取り組んでいくことが重要であるため、本規定に定める生活上の義務を果たさないことだけを理由として、保護の変更、停止又は廃止を行い得るものと解釈してはならないこと。